

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和5年7月10日付けで行った文書「1 以下各学校の、2021年度、2022年度の「学校評価報告書」（效範小学校、八幡小学校、東山小学校、にじの丘学園（にじの丘小中学校）） 2 東山小学校において行われている「協働型課題解決能力の育成」の教育課程（2022年度分）」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が令和5年8月4日付け5瀬学教第1024-1号で行った公文書一部開示決定の処分については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定により、審査請求人が令和5年7月10日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和5年8月4日付け5瀬学教第1024-1号で行った公文書一部開示決定の処分について、不開示（文書不存在）とされた公文書（2 東山小学校において行われている「協働型課題解決能力の育成」の教育課程（2022年度分））の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 東山小学校は、令和4年度学校経営案において「協働型課題解決能力を育む実践」を掲げている。

イ 公教育において、教育課程もなく、1つの実践教育（協働型課題解決能力を育む実践）を行うことは想定できない。

以上、開示請求対象文書は必ず存在し、開示されなければならない。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

審査請求人が求める公文書は作成しておらず不存在であるため、開示することはできない。

4 審査請求に係る経過

令和5年7月10日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
令和5年8月4日 処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付
令和5年8月14日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和5年12月8日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和5年12月20日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出

令和7年9月24日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施

令和7年10月1日 処分庁から審査庁に対して口頭意見陳述における質問の回答書を提出

令和7年11月5日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出

5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

東山小学校は、令和4年度学校経営案において「協働型課題解決能力を育む実践」を掲げている。

また、平成30年10月31日第1回瀬戸市小中一貫校開校準備委員会会議において、「協働型課題解決能力」についての質問に対して、事務局が「協働型課題解決能力を育めるような単元を独自に設けて9年間を見通した学習を進めていく」、「総合的な学習の時間の中で、子ども達が身の回りから課題を発見し、課題を解決するというような単元」と説明している。単元とは教育課程の作成のことであり、協働型課題解決能力の育成を行うなら、どのような手順で行うかという教育課程が作成されているはずであり、今回求める文書は必ず存在すると考えている。

(2) そこで、本審査会は、次のとおり調査し、審査を行った。

ア 教育課程について指導計画に近い内容が記載されるとのことだが、協働型課題解決能力の育成について記載はないのか確認した。

処分庁によると、協働型課題解決能力とは、各教員が授業の中で取り入れることで、子ども達に身につけてほしい力であり、指導方法である。また、協働型課題解決能力の育成に対応した教育課程は作成していないとの説明であった。

イ 学校経営案で「協働型課題解決能力を育む実践」と記載しているのに、教育課程には記載しないのか確認した。

処分庁によると、学校経営案には、現職教育の計画が記載されているのが一般的であり、指導方法等を定めているとの説明であった。

ウ 総合的な学習の時間について教育課程があるのか確認した。

処分庁によると、総合的な学習の時間は、愛日地区の教育課程はなく、各学校でどのようなことに総合的な学習の時間を使うかを定めているとの説明であった。

したがって、本審査会としては、これ以上調査することが困難であるので、存在するはずであると審査請求人が主張する「2 東山小学校において行われている「協働型課題解決能力の育成」の教育課程（2022年度分）」については存在しないという結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。